第二十一条第二項中「別紙第四号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十四条第一項中「別紙第五号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改め、「別紙第六号書式の」を削り、同条第五項中「過誤納額整理簿の様式は、別紙第七号書式」を「過誤納額整理簿の書式は、財務大臣が別に定めるもの」に改める。

第五十九条中「別紙第十号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第六十二条中「別紙第十一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、「別紙第十二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第六十三条中「別紙第十三号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

別紙第一号書式から別紙第十三号書式までを削る。

（日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第五条　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別紙第一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第五条の二及び第五条の三中「別紙第二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十八条第二項中「出納規則別紙第十二号書式」を「財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第十号書式」に改める。

別紙第一号書式及び別紙第二号書式を削る。

（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第六条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「別紙第一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同項第二号中「別紙第二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四条の三中「別紙第三号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改め、「別紙第四号書式の」を削る。

第五条第一項第一号中「別紙第六号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同項第二号中「別紙第七号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第七条第二項中「別紙第七号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第八条第一項中「別紙第七号の三書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第九条第一項中「別紙第八号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十条第一項中「別紙第八号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十条の三中「別紙第八号の三書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十一条第一項中「別紙第九号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第三項中「別紙第十号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十一条の二第三項中「別紙第十八号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改め、「別紙第二十一号書式の」を削る。

○財務省・国土交通省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第十二条第一項中「別紙第十一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十五条の二中「別紙第十一号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十九条中「別紙第十二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十一条第一項中「別紙第十三号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同項第二号中「別紙第十四号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十三条中「別紙第十五号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十八条第一項中「別紙第十六号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第二十九条第一項中「別紙第十七号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同項第二号中「別紙第十四号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第三十三条中「別紙第十九号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第一号中「別紙第二十号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第三十八条第一項中「別紙第二十二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第二項中「別紙第二十三号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四十一条第一項中「別紙第二十四号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第二項中「別紙第二十五号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四十二条の四中「別紙第二十四号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四十四条第二項中「別紙第二十六号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改め、同条第三項中「別紙第二十七号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改め、「別紙第二十八号書式の」を削り、同条第五項中「別紙第二十八号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第六項中「別紙第二十八号の三書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四十六条中「別紙第二十九号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四十七条第一項中「別紙第三十号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に、同条第二項中「別紙第三十一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

別紙第一号書式（甲）から別紙第三十一号書式までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によってした申込み、依頼、通知その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当の規定によってしたものとみなす。

（旧書式の使用）

第三条　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の財政融資資金預託金取扱規則、財政融資資金出納及び計算整理規則、日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則並びに財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。